

2019年規定審議会採択立法案一覧表

2019年4月14～18日 米国イリノイ州シカゴ

■ は日本よりの提案
■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則
 標準：標準ロータリークラブ定款

共同提供 2650 地区 刀根 荘兵衛
 2500 地区 小船井 修一
 源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	A 408: 102
19-26	クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件	標準RC定款改正のために、当該改正案の通告する期間を10日前からか 21日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14日または後 14日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人とRI職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60,.80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の 10パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108

RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミニーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080.12.050.	A 492: 17
19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13.13.020.18.	A 467: 37
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15 日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいらない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとする。	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする	R 細則 13.020.14.020.16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81
地区運営				
19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出した場合、ガバナーは請求日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
国際ロータリー (一般)				
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、RI の最高執行責任者から RI 最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	A419: 93
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	A 444: 62

19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	A 302: 205
国際ロータリー（会員）				
19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	A 381: 134
国際ロータリー（委員会）				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	A 451: 56
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	A 452: 40
国際ロータリー（国際大会）				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	RI細則第 10条「国際大会」の大部分はRI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	A 485: 23
19-80	役員の選挙手順を改正する件	国際大会での役員の選出は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員の選挙を行う形式的手順は不要である。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	A 414: 98
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	A 333: 174
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 (RI 理事会)	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除する。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
審議会（会議前の手続き）				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会)	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	A 325: 182
19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	A 434: 77
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第 14.040.節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R 定款 10	A 341: 137

19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 (RI 理事会)	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R 細則 8.060.2.	A 451: 55
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	A 450: 65
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	A 439: 69
審議会 (その他)				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI 理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R 細則 9. 100.	A 403: 97
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元 RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R 細則 9.010.	A 258: 252
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会に報告され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R 細則 20.020.	A 343: 153
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第 2640 地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R 細則 9.150.3.	A 323: 180
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI 理事会)	RI 細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさを改善するものである。	R 細則	A 494: 13
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI 理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	A 502: 9
19-117	RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI 理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3) 項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3) 団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		A 374: 120

